

令和 8 年 3 月 27 日

【予告】

令和 9 年度（令和 8 年度実施）教育学部編・転入学試験について

令和 9 年度（令和 8 年度実施）教育学部編・転入学試験の入学選抜方法等について、現段階で決定している内容に関して、下記のとおりお知らせします。

鹿児島大学教育学部

1. 学科等名：教育学部学校教育教員養成課程
2. 変更内容：出願資格等の変更（以下のとおり）

【変更前】

以下の(1)と(2)の両方を満たす者に出願資格を認めます。

(1) 次のいずれかに該当する者

（①～⑥は編入学、⑦は転入学に該当する。）

- ① 本学を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者（ただし、本学部を卒業した者が編入学を志願できるのは、卒業した専修及び学科・領域以外とする。）
- ② 他の大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者
- ③ 外国の大学を卒業した者又は令和 9 年 3 月に卒業見込みの者
- ④ 他の大学に 2 年以上在学（休学期間は除く。）して退学した者で、62 単位以上修得した者又は令和 9 年 3 月までに 2 年以上の在学となり退学見込みの者で、62 単位以上修得見込みの者
- ⑤ 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準（修業年限が 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であること。）を満たす課程を修了した者又は令和 9 年 3 月に修了見込みの者
- ⑥ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は令和 9 年 3 月に修了見込みの者（学校教育法 90 条第 1 項に規定する者に限る。）
- ⑦ 他の大学に 2 年以上在学（休学期間は除く。）し、62 単位以上修得している者又は令和 9 年 3 月までに 2 年以上の在学となり、62 単位以上修得見込みの者（ただし、志願する時点で、現に在

学する大学の学長の許可を得ている者に限る。) ※大学退学見込みの者は④に該当する。

(2) 実用英語技能検定 (英検 S-CBT も含む。) 2級以上を取得しているか、又は、TOEFL iBT 54 点以上のスコアを取得している者 (ただし、スコアは、出願期間開始日より過去に遡って2年以内の成績であること。)

また、外国の国籍を有する者 (日本の永住許可を得ている者は除く。) は、上記(1)と(2)のほかに、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験 N 2」以上を取得していること。

【変更後】

次の①～⑦のいずれかに該当する者とします。

(①～⑥は編入学、⑦は転入学に該当する。)

ただし、「初等教育コース、中等教育コース 家政」を志願する者は、次の①～⑦のいずれかに該当し、かつ、実用英語技能検定 (英検 S-CBT も含む。) 2級以上を取得している、又は TOEFL iBT スコア (出願期間初日から遡って2年以内の成績に限る。) で 54 点以上を取得している必要があります。

- ① 本学を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者 (ただし、本学部を卒業した者が編入学を志願できるのは、卒業した専修及び学科・領域以外とする。)
- ② 他の大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者
- ③ 外国の大学を卒業した者又は令和9年3月に卒業見込みの者
- ④ 他の大学に2年以上在学 (休学期間は除く。) して退学した者で、62 単位以上修得した者又は令和9年3月までに2年以上の在学となり退学見込みの者で、62 単位以上修得見込みの者
- ⑤ 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準 (修業年限が2年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上であること。) を満たす課程を修了した者又は令和9年3月に修了見込みの者
- ⑥ 高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。) の専攻科の課程 (修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。) を修了した者又は令和9年3月に修了見込みの者 (学校教育法 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
- ⑦ 他の大学に2年以上在学 (休学期間は除く。) し、62 単位以上修得している者又は令和9年3月までに2年以上の在学となり、62 単位以上修得見込みの者 (ただし、志願する時点で、現に在

学する大学の学長の許可を得ている者に限る。) ※大学退学見込みの者は④に該当する。

また、外国の国籍を有する者（日本の永住許可を得ている者は除く。）は、上記に加え、日本語能力試験 N 2（総合得点 112 点）以上を取得していること。

※詳細は必ず当該年度の学生募集要項を確認してください。

以上